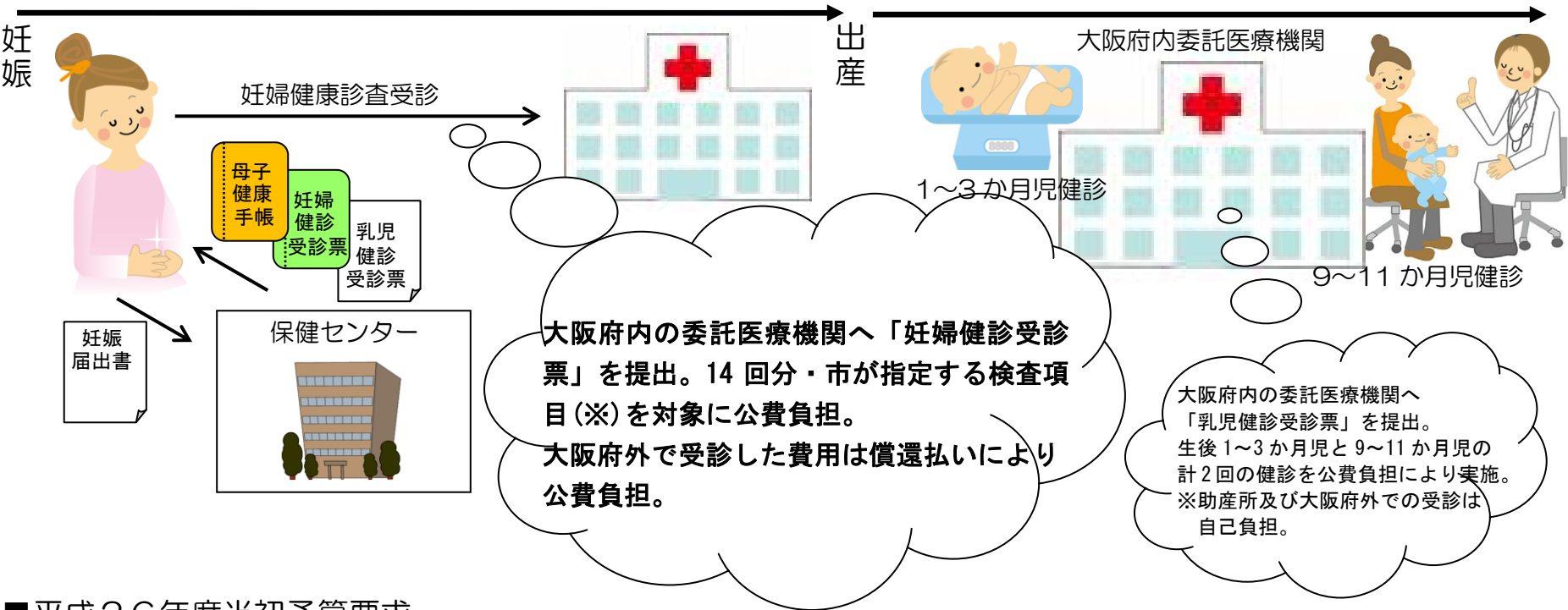


妊婦健康診査公費負担額拡充（案）

■妊婦・乳児一般健康診査事業の概要

事業の目的	妊婦と胎児、乳児の健康管理の充実と健康診査にかかる経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
妊婦健康診査	妊娠中に受ける標準的な健診回数 14 回分について、市が定めた検査項目を対象に公費負担。
乳児一般健康診査	生後 1～3 か月児と 9～11 か月児の計 2 回分の健康診査を、大阪府内の委託医療機関において公費負担により実施。

※イメージ図



■平成26年度当初予算要求

●妊婦健康診査公費負担上限額を増額
 ※平成26年4月以降受診分から対象。

- 経済的負担軽減
- 妊婦と胎児の健康の保持増進
- 妊婦健康診査受診率のアップ